

小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例等の一部改正案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

| | |
|------------|---|
| 政策等の題名 | 小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例及び小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正 |
| 政策等の案の公表の日 | 平成 31 年 3 月 15 日（金） |
| 意見提出期間 | 平成 31 年 3 月 15 日（金）から平成 31 年 4 月 15 日（月）まで |
| 市民への周知方法 | 広報広聴課にて意見募集を周知、福祉政策課窓口及びインターネット上にて意見募集要項を配布した。 |

2 募集の概要

| | |
|-------------|----------|
| 意見等（意見提出者数） | 0 件（0 人） |
| インターネット | 0 人 |
| ファクシミリ | 0 人 |
| 郵送 | 0 人 |
| 直接持参 | 0 人 |
| 無効な意見提出 | 0 人 |

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は。次のとおりです。

（総括表）

| 区分 | 意見の考慮の結果 | 件数 |
|----|------------------------|-----|
| A | 意見を踏まえ、政策等に反映したもの | 0 件 |
| B | 意見の趣旨がすでに政策等に反映されているもの | 0 件 |
| C | 今後の検討のために参考とするもの | 0 件 |
| D | その他（質問など） | 0 件 |

4 提出意見と関係なく変更した点

| | 政策案との差異 | 市の考え方 |
|---|---|---|
| 1 | 保証人を立てない場合の貸付利率について、政策案では「規則で定める」こととしましたが、「条例にて1パーセントと定める」こととします。 | 検討の結果、内容としては1パーセントとすることとしたため、条例で明記する方が良いと考え、変更しました。 |